

特集「障がい福祉」

わたしたちにできること



平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」。この法律のキーワードとなるのが「合理的配慮」です。

聞き慣れない、馴染みにくい言葉ですが、みんなが自分らしく生活できるようにするために必要な調整のことで「してもらうもの」、「してあげるもの」とも違います。

大切なのは、「困っている人が何を必要としているか」ということ。

だからといって「これは必要だ」と決めつけてはいけません。そう思ったことは、案外必要としていない場合があり、逆に必要としているのに周囲が気付かないこともたくさんあります。

抱える課題はそれぞれ違い、1人ひとりの状況に配慮した支援が求められます。

今回は、12月3日～9日の障害者週間にあわせて、障がい福祉というテーマで、「わたしたちにできること」を考えてみます。



「にげて」の3文字― 伝えるのはメモ書きでも十分



平成30年7月豪雨の被害に遭い、周囲の音が聞こえないという状況の中で、不安を抱えていたご夫婦に話を聞きました。もし、そのときに近くにいたならば―。私たちには、どのようなことができたでしょうか。

吉田町に住むあるご夫婦は、ともに聴覚に障がいがあり、市内に勤める娘さんと3人で生活を送っています。周囲の音が聞こえないことで、今回の災害でさまざまな困難に直面しました。

裏山が崩れていることに気付かなかった

7月7日(土)、平成30年7月豪雨が西日本を襲いました。ご夫婦が住む自宅のすぐ裏の山では土砂崩れが発生。周囲の音が聞こえないため、外の様子を直接見なければ雨の強さや土砂崩れが起きた音に気がきません。ご夫婦が土砂崩れに気付いたのは、発生してしばらく経ってからでした。

避難したあとに残る不安

その後、家族3人で避難所に避難しました。避難所での生活についても、支援を呼びかける声が届かないため、情報の取得が遅れてしまいます。食事や飲料水の配布などについても、周りの人の行動を見ながら状況を把握しなければなりません。

避難した日は幸いにも娘さんの仕事に休みだったこともあり、一緒に避難をしたことで避難先でも支援が



福祉課 片山さん(手話通訳士)

手話を知らなくても

聴覚障がい、外見からは分かりにくい障がいです。聞こえ方は人によって違い、話せても聞こえない人もいれば、手話ができない人もいます。

伝えるための手段は手話を知らなくても「ジェスチャー」「表情や口の動き」「絵やイラスト」「指さし」など簡単にできるものがたくさんあります。

紙やペンがなくても指で手の平に文字を書いたり、空間に文字を大きく描いたりすることでコミュニケーションをとることもできます。普段からの関係がいざというときに、大きな力になると思います。ためらわず、毎日の「こんにちは」から始めてみませんか？

情報伝達手段

さまざまな方法を活用することでスムーズに情報の伝達ができます。



▲筆談：紙とペンさえあれば、お互いが情報を書き、コミュニケーションを図ることができます。



▲スマートフォン向けアプリ：手書き入力機能などを使ってメモ代わりに。普段から持ち歩くスマートフォンで対応することも可能です。



▲市安心安全情報メール：EメールやFAXでリアルタイムに情報を取得できます。得られる情報は選択できます。



▲テレビプッシュサービス：緊急情報などを通知します。聴覚に障がいがあり、利用を希望する場合は、危機管理課 ☎49-7006 FAX 24-6094までお問い合わせください。

情報が得られない
数日後に自宅に戻りましたが、娘さんは仕事のため自宅を空けなければなりません。ご夫婦だけでは音による情報の取得が困難となり、不安な日を過ごしました。

スマートフォンを活用してインターネットやEメールなどで情報を取得することはできませんが、防災ラジオや人伝いなどのリアルタイムな情報の取得は困難です。特に、炊き出しなど地域が限定される情報は、情報を得たころにはもう在庫が限られていたこともあったそうです。

「避難情報やその後の支援の情報などをメモ書きでもよいから得ることができれば」と当時の思いを話してくれました。

少しの配慮で困っている人の助けになることがあるはず。みんなが自分らしく生活できるように。そのためにも、普段から一人ひとりができることに気を配っておくことが大切です。

配慮だけではなく しっかりと伝え、 示すことも必要



南予視覚障害者協会 会長 稲葉 さん

「要援護者名簿」に登録したからー。と安心してはいけません。災害時はすぐには助けに来られない場合もあります。受け身になるのではなく、自分の存在を相手に示しておくことも大切です。

視覚に障がいがある稲葉さんは、鍼灸マッサージ師として市内の医療機関などでリハビリに携わっています。また南予視覚障害者協会の活動として、小学校などでの障がい福祉に関する講演も行っています。障がい福祉に関わることが多い稲葉さんに、障がいのある人たちを取り巻く状況について話を聞きました。

存在をしっかりと示す

災害時などに支援が必要な人が登録する「要援護者名簿」に登録したからー。と安心していている人が多いと稲葉さんは話します。

名簿に名前があってもすぐには助けに来られない場合があることを今回の災害で痛感しました。災害直後に求められるのは自助・共助の助け合いです。そのためにも、受け身になり地域と距離を置くのではなく、勇気のいることではあるけれど、地域の集まりに自らが参加するなどして、自分の存在を示しておくことも必要だと話します。

稲葉さん自身、障がいを理由に受け身になり、殻に閉じこもった経験があるそうです。仕事をきつかけに自らも前を向けたように、何かをきつかけに勇気をもって前に進んで欲しいと話してくれました。

そのほかの支援ツール

障がいのある人も情報を得られるように、スマートフォン向けアプリなどさまざまなものが提供されています。

電話お願い手帳



耳や言語の不自由な人が、外出先で協力をお願いできます。最近では、従来の手帳のほかにもスマートフォン向けアプリも配信されています。

ヘルプマーク



援助を必要とする人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせ、援助を得やすくなるようにするためのものです。手続きなどは不要です。福祉課で配布しています。

合理的配慮の例

障害者差別解消法で求められている「合理的配慮」。言葉だけ聞くと少し難しいように思えますが、誰でもすぐにできる代表的なものを紹介します。



▲視覚に障がいがある場合：「こちら」「あちら」などの指示語ではなく、「30cm 右」「2歩前」というように位置関係をわかりやすく伝える。



▲聴覚・言語に障がいがある場合：授業や会議などで、字幕や手話などの見やすさを考慮して、座席配置を決める。



▲難病などがある場合：外見からはわかりにくく、体調の変動が激しいため、支援して欲しい内容を確認し合う。



▲肢体に障がいがある場合：段差や坂がある場所などで、車いすの移動を手伝ったり、高いところにある物を手渡ししたりする。

はーと♥講演会2018 生きるよろこび広げよう

【と き】12月8日(土) 午後1時30分～
(開場：午後0時30分～)

【と ころ】総合福祉センター4階

【講 師】目黒輝美さん

【内 容】障がい福祉に関する講演。入場無料。

【問合先】NPO法人さかえ ☎24-5159

7016
【問合先】福祉課障害福祉係 ☎49-

「合理的配慮」には、お互いがコミュニケーションをとり、何ができて何ができないのかを伝えあうことも必要です。「1人の困っている人として何が必要かを考え、配慮する」「自らの存在を示し、必要なことを明確にして伝える」。お互いの負担にならない程度で歩み寄ることができれば、本当に必要なことに気付けるのではないのでしょうか。

お互いが伝え合い、歩み寄る